

豊後大野市下水道事業経営戦略

(農業集落排水事業)

(特定環境保全公共下水道事業)

令和7年3月

豊後大野市上下水道課

目 次

農業集落排水事業

1. 事業概要	1
2. 将来の事業環境	4
3. 経営の基本方針	6
4. 投資・財政計画（収支計画）	6
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	8

特定環境保全公共下水道事業

1. 事業概要	1 2
2. 将来の事業環境	1 5
3. 経営の基本方針	1 7
4. 投資・財政計画（収支計画）	1 7
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	1 9

豊後大野市下水道事業経営戦略

団 体 名	:	豊後大野市
事 業 名	:	農業集落排水事業
策 定 日	:	令和 7 年 3 月
計 画 期 間	:	令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成2年1月10日 (供用開始後35年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用 (令和6年4月1日)
処理区域内人口密度	17.7人/ha (令和5年度末: 2,665人/151.0ha)	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	7処理区(馬場処理区、井上処理区、緒方中央処理区、原尻処理区、知田処理区、砂田処理区、上田原処理区)		
処 理 場 数	7処理場(馬場第1処理場、馬場第2処理場、緒方中央処理場、原尻処理場、知田処理場、砂田処理場、上田原処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	<p>【現行の使用料体系の概要】 一般家庭の使用料は、8㎡まで定額の基本料金と、超過水量にかかる超過料金の合計額で算出する。超過料金については、は排水量が多いほど高くなる「増増制」を採用している。 地下水を使用した場合の排水量は、水道メーターに反映されないため、「世帯人員割」を採用している。ただし、水道水と地下水併用の場合は、水道使用料に地下水使用料の2分の1を加算して算出する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="7">使用料(1ヶ月につき)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">水道水</th> <th colspan="3">地下水</th> </tr> <tr> <th>基本料金</th> <th colspan="3">超過料金(1㎡につき)</th> <th>基本料金</th> <th colspan="2">超過料金(1㎡につき)</th> </tr> <tr> <th>排水量</th> <th>金額</th> <th>排水量/人数</th> <th>金額</th> <th>世帯員</th> <th>みなし排水量</th> <th>請求金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">8㎡まで</td> <td rowspan="5">1,382円</td> <td>8㎡を越え15㎡まで</td> <td>186円</td> <td>1人(基本料金)</td> <td>8㎡</td> <td>1,380円</td> </tr> <tr> <td>15㎡を越え25㎡まで</td> <td>199円</td> <td>2人</td> <td>14㎡</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>25㎡を越え35㎡まで</td> <td>209円</td> <td>3人</td> <td>20㎡</td> <td>3,680円</td> </tr> <tr> <td>35㎡を越え45㎡まで</td> <td>218円</td> <td>4人</td> <td>26㎡</td> <td>4,880円</td> </tr> <tr> <td>45㎡を超える部分</td> <td>229円</td> <td>5人</td> <td>32㎡</td> <td>6,140円</td> </tr> <tr> <td colspan="7">6人以上は、1人につき4㎡を換算して算定する</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">水道水・地下水の併用 水道使用料に地下水使用料の2分の1を加算して算出する。ただし、地下水の利用の仕方によっては排水量を個別に算出する。</p> <p>【現行の使用料体系の考え方と資産維持費】 ①現行の使用料体系を採用している考え方 合併前の旧町村(三重町、清川村、緒方町、朝地町、千歳村、大飼町)ごとの事業により異なっていた使用料を、平成22年4月に累進従量制で統一し、15%程度の改定を実施した。 ②資産維持費は見込んでいない。</p>	使用料(1ヶ月につき)							水道水				地下水			基本料金	超過料金(1㎡につき)			基本料金	超過料金(1㎡につき)		排水量	金額	排水量/人数	金額	世帯員	みなし排水量	請求金額	8㎡まで	1,382円	8㎡を越え15㎡まで	186円	1人(基本料金)	8㎡	1,380円	15㎡を越え25㎡まで	199円	2人	14㎡	2,500円	25㎡を越え35㎡まで	209円	3人	20㎡	3,680円	35㎡を越え45㎡まで	218円	4人	26㎡	4,880円	45㎡を超える部分	229円	5人	32㎡	6,140円	6人以上は、1人につき4㎡を換算して算定する						
使用料(1ヶ月につき)																																																															
水道水				地下水																																																											
基本料金	超過料金(1㎡につき)			基本料金	超過料金(1㎡につき)																																																										
排水量	金額	排水量/人数	金額	世帯員	みなし排水量	請求金額																																																									
8㎡まで	1,382円	8㎡を越え15㎡まで	186円	1人(基本料金)	8㎡	1,380円																																																									
		15㎡を越え25㎡まで	199円	2人	14㎡	2,500円																																																									
		25㎡を越え35㎡まで	209円	3人	20㎡	3,680円																																																									
		35㎡を越え45㎡まで	218円	4人	26㎡	4,880円																																																									
		45㎡を超える部分	229円	5人	32㎡	6,140円																																																									
6人以上は、1人につき4㎡を換算して算定する																																																															
業務用使用料体系の概要・考え方	業務用使用料体系は設定しておらず、一般家庭用使用料体系と同様である。																																																														
その他の使用料体系の概要・考え方	その他の使用料体系は設定しておらず、一般家庭用使用料体系と同様である。																																																														
条例上の使用料(税抜)*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">令和3年度</td> <td style="width: 20%;">3,345 円</td> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: center;"> 実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 </td> <td style="width: 20%;">令和3年度</td> <td style="width: 20%;">3,716 円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,345 円</td> <td>令和4年度</td> <td>3,734 円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>3,345 円</td> <td>令和5年度</td> <td>3,465 円</td> </tr> </table>	令和3年度	3,345 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,716 円	令和4年度	3,345 円	令和4年度	3,734 円	令和5年度	3,345 円	令和5年度	3,465 円																																																	
令和3年度	3,345 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度		3,716 円																																																										
令和4年度	3,345 円		令和4年度		3,734 円																																																										
令和5年度	3,345 円		令和5年度	3,465 円																																																											

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<p>【決算統計で報告した職員数】 令和5年度:1名(損益勘定所属職員 その他 総務・管理部門)</p>
事業運営組織	<p>平成17年度の市町村合併以来、上下水道課の水道係と下水道係で事業運営していたが、平成28年度から組織編成により、水道係と下水道係を廃止し、技術部門の工務係と経理部門の管理係に変更している。</p> <p>管理職の人数：課長 1名 (上水道：0.5名、農業集落排水：0.5名)</p> <p>工務係 3名 (上水道：1名、下水道：1名、農業集落排水：1名)</p> <p>管理係 6名 (上水道：2名、下水道_公共：1名、 下水道_浄化槽：1名、下水道_一般会計：2名)</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ及び7処理場の保守点検、下水道施設の清掃、不明水調査及び水質検査業務等を民間に委託している。
	イ 指定管理者制度	活用なし
	ウ PPP・PFI	活用なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	活用なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	活用なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>【経営上の課題を抽出するための現状把握・分析】</p> <p>①経費回収率 令和4年度の経費回収率は54.94%であり、同規模の類似団体平均(61.82%)と比較して低い状況にある。 その要因として、収入面では、水洗化人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が挙げられる。支出面では、汚水処理経費(委託料等)の増加が挙げられる。</p> <p>②汚水処理原価 令和4年度の汚水処理原価は373.81円/m³であり、同規模の類似団体平均(246.90円/m³)と比較して高い状況にある。 その要因として、収入面では、水洗化人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が挙げられる。支出面では、汚水処理経費(委託料等)の増加が挙げられる。</p>
--

経営比較分析表（令和4年度決算）

大分県 豊後大野市

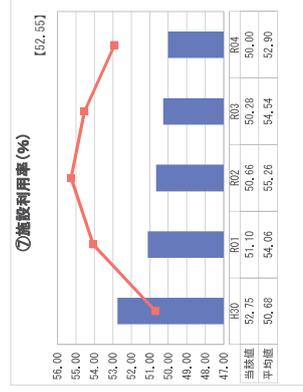
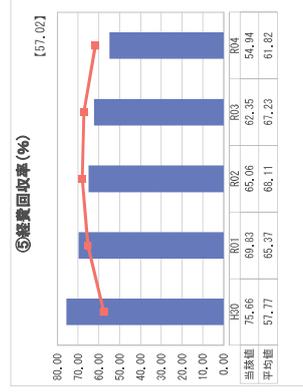
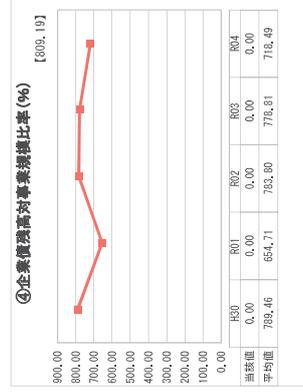
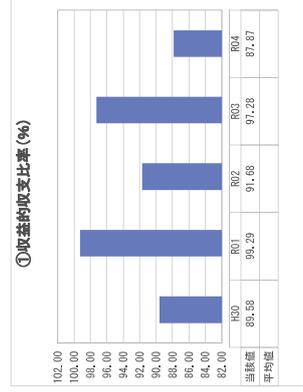
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり管理料金(円)
-	該当数値なし	8.21	89.77	3,680

面積(km ²)	人口(人)	人口密度(人/km ²)
603.14	33,415	55.40
処理区域面積(km ²)	処理区域内人口(人)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1.51	2,722	1,802.65

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



1. 経営の健全性・効率性について

①『収益的収支比率』・・・総費用に地方債償還金を加えた費用を総収益などの程度で賄われているかを表す指標。総収益の減などの影響により比率が低下した。

②『企業債償還済事業規模比率』・・・使用料収入に占める企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。・・・使用料で回収すべき経費を、その程度で費用で賄っているかを表した指標等。人口減に伴う使用料収入の減少と、委託費等汚水処理経費が増加しているため回収率が低下している。

③『汚水処理原価』・・・有収水量1㎡あたりに汚水処理に係るコストを要した指標。処理人口の減少等により年間有収水量は減少しているが、委託費等汚水処理経費が増加しているため汚水処理原価が上昇している。

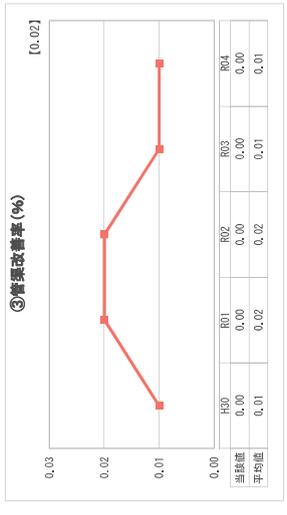
④『施設利用率』・・・処理能力に対する汚水処理量・類似団体平均を判断する指標。処理人口の減少等により日平均処理水量が減少していることから、徐々に利用率が低下している。

⑤『水洗化率』・・・実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。徐々に改善し全国平均・類似団体平均と同程度であるが、更なる接続率の向上対策に努める必要がある。

2. 老朽化の状況について

③『管渠改善率』・・・当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標。供用開始後30年を超えて運用できているが、今のところ大きな事故もなく、事故防止に努め適切な維持管理をおこなっていく。

2. 老朽化の状況



全体総括

供給開始から30年を超える施設もあり老朽化は徐々に進んでいるものの、今のところ大きな事故もなく運用できている。

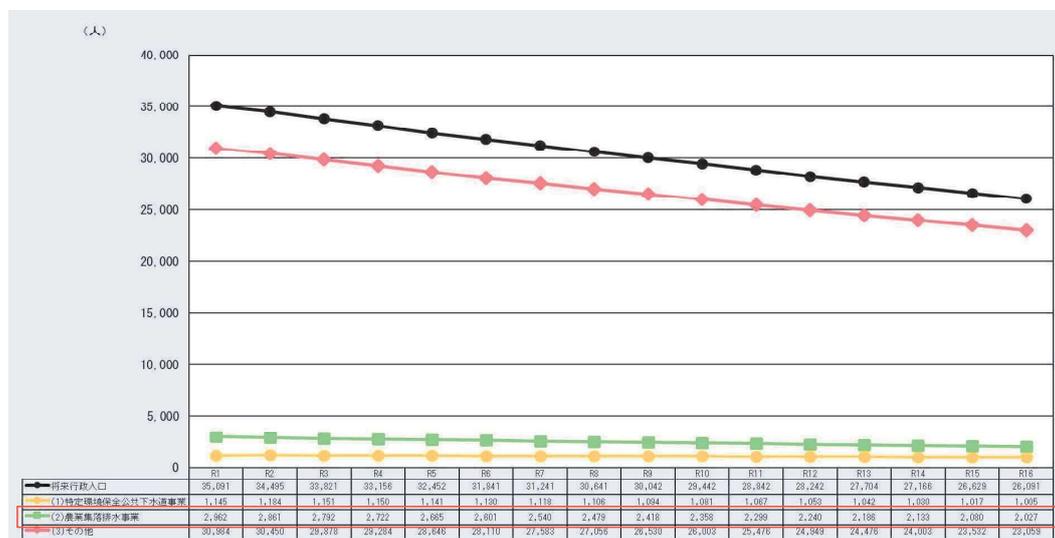
経営については水洗化率は徐々に上昇しているものの、処理人口が減少していることなどから、経費回収率、汚水処理原価等徐々に悪化しており、今後定期的な改善を行って適切な維持管理をおこなう必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

2. 将来の事業環境

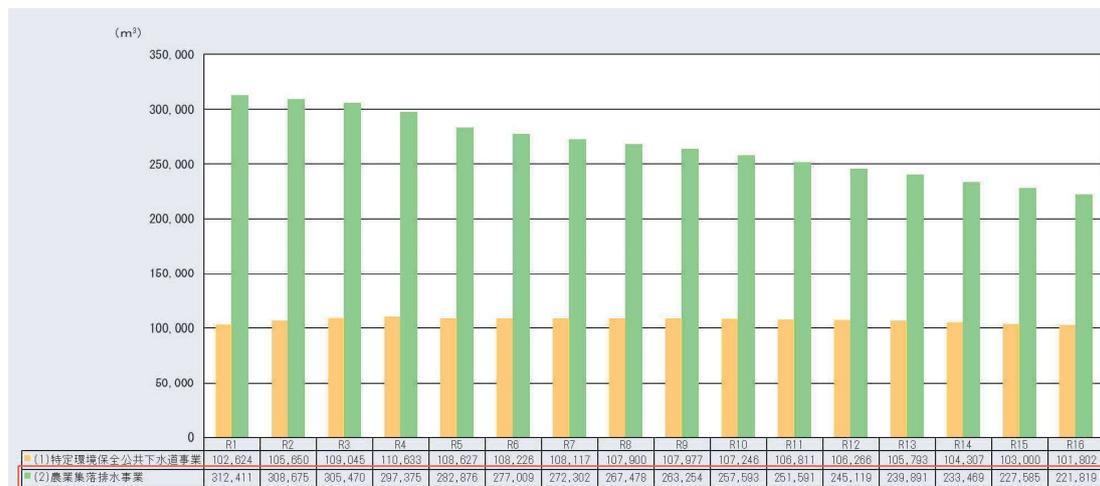
(1) 処理区域内人口の予測

行政人口は、「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」を住民基本台帳人口ベースで補正して採用値とした。
R1～R5実績より、行政人口は右肩下がりで減少しており、これに伴い処理区域内人口割合も減少している。実績の推移から将来における処理区域内人口割合を設定し、“行政人口×処理区域内人口割合”で推計した。



(2) 有収水量の予測

R1～R5実績より、有収水量は減少の推移を示しており、今後も同様に減少することが想定される。令和5年度の年間有収水量と水洗化人口から算出した1人1日当たり有収水量(322.4L/人・日)を将来値に設定し、“将来の水洗化人口×1人1日当たり有収水量”で推計した。



(3) 使用料収入の見通し

R1～R5実績より、打切り決算の影響を受けているR5を除けば、使用料収入は微減の推移を示しており、今後も水洗化人口減少に伴い減少することが想定される。令和4年度の使用料収入と有収水量から算出した使用料単価(186.7円/㎡)を将来値に設定する。“将来の有収水量×使用料単価”で推計した現行水準の使用料に対して、令和10年度及び令和16年度に12.0%ずつ料金改定を実施する。



(4) 施設の見通し

供用開始後30年を経過していることから、今後、更に耐用年数を超過した施設が増加する見通しである。
平成29年度に「農業集落排水施設最適整備構想」を策定しているが、現状は計画に沿った改築更新が実施できていない状況である。早い段階で最適整備構想の見直しを行い、見直し計画に基づく改築更新を進めていく。

(5) 組織の見通し

現行組織体制による事業運営の継続を想定している。
今後、施設の改築更新が増加する見通しであるため、職員の技術継承を進めていく。

3. 経営の基本方針

「第2次豊後大野市総合計画」や「豊後大野市都市計画マスタープラン」に即した基本方針と経営目標を設定する。

《経営の基本方針》

- 生活排水処理の推進
公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るため、生活排水の適切な処理を推進する。また、市民が水環境の保全や生活排水対策を主体的に行うことを推進するため、環境意識の啓発に努める。
- 適正な維持管理・修繕・更新の推進
既設管路施設への接続を促進し、有効利用と適切な維持管理を推進する。
- 処理施設集約化により、施設更新や維持管理に係るコストの縮減、施設利用率の向上及び施設管理にかかる負担軽減を見越した統廃合の検討を進める。

《経営目標》

- 計画的な維持管理・修繕・更新による長寿命化とコスト縮減及び費用負担の平準化を目指す。
- 汚水処理の効率運営・コスト縮減のための処理施設統廃合を検討する。

《主な取組》

- 施設最適整備構想の策定(原尻地区、砂田地区、上田原地区)【構想策定:令和8年～令和10年度】
- 施設統廃合計画の検討(馬場地区、馬場第2地区、中央地区、知田地区)【計画策定:令和8年～令和9年度】

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画):「第6章 経営健全化・効率化の取組」のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	処理施設統廃合の検討と「農業集落排水施設最適整備構想」に基づいた改築更新を目指す。

○計画期間内(令和7年～令和16年度)の投資は以下に示すとおり。
将来投資は、①管路整備、②改築・更新(管路・処理場)に大別して設定した。

①管路整備

- 公共樹設置工事:2,000千円/年を設定した。
- 統廃合接続工事:令和10年～令和12年度に施設統廃合に伴う中央地区及び知田地区の接続工事費を設定した。

②改築・更新(管路・処理場)

- 管路施設:
7地区(馬場地区、馬場第2地区、中央地区、原尻地区、知田地区、砂田地区、上田原地区)において、最適整備構想に基づいた改築更新費を設定した。
- 処理場(土木・建築):
馬場地区、馬場第2地区は、処理施設統廃合を踏まえた改築更新費を設定した。
原尻地区、砂田地区、上田原地区は、最適整備構想に基づいた改築更新費を設定した。
- 処理場(機械・電気):
馬場地区、馬場第2地区は、処理施設統廃合を踏まえた改築更新費を設定した。
原尻地区、砂田地区、上田原地区は、最適整備構想に基づいた改築更新費を設定した。
- 計画関連委託
馬場地区(馬場第2地区含む)は、令和8年及び令和9年度に処理施設統廃合計画費を設定した。
原尻地区、砂田地区、上田原地区は、令和8年～令和10年度にかけて最適整備構想策定費を設定した。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	補助金確保と使用料改定により、持続可能な経営を目指す。

○計画期間内(令和7年～令和16年度)の投資に対する財源は以下に示すとおり。

- 国庫補助金(農村整備事業):
策定予定の処理施設統廃合計画に則って実施する中央地区及び知田地区の統廃合接続工事と、馬場地区及び馬場第2地区の改築更新費の50%を設定した。
- 国交付金(農山漁村地域整備交付金):
最適整備構想に則って実施する管路施設の改築更新と、原尻地区、砂田地区及び上田原地区の処理場改築更新費の50%を設定した。
- 企業債:
補助事業(農村整備事業及び農山漁村地域整備事業)の投資額の45%を設定した。
- 他会計出資金:
単独事業費の全額と、補助事業の投資額の5%を設定した。

○使用料改定に関する事項

現状、繰入金に依存した経営状況であり、現行水準の使用料で事業を継続していくと、今後さらに基準外繰入金が膨らむ見通しである。
持続可能な経営を目指すにあたり、収益勘定繰入金(3条繰入金)における基準外繰入金の上限を定め、計画期間内の収支が黒字かつ現金化可能資産の確保に留意した料金改定案とした。特定環境保全公共下水道事業と併せて、令和10年度及び令和16年度の2回に分けて、それぞれ12.0%ずつ料金改定を行う。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>1. 職員給与費: 令和3年～令和5年度の3ヶ年決算平均値を設定した。</p> <p>2. 動力費: 令和5年度の処理場1m³あたり動力費(30.77円/m³)に将来流入水量を乗じ、年間2.0%の物価上昇を見込んで設定した。さらに、令和12年度以降は、中央処理場及び知田処理場廃止による全体縮減コスト(令和12年度:9,064千円、令和13年度以降:11,818千円/年)から按分で算出した動力費分の縮減額を控除した。</p> <p>3. 委託料: 令和3年～令和5年度の3ヶ年決算平均に、年間2.0%の物価上昇を見込んで設定した。令和12年度以降は、中央処理場及び知田処理場廃止に伴う委託料分の縮減額を控除した。</p> <p>4. 修繕費: 令和3年～令和5年度の3ヶ年決算平均に、年間2.0%の物価上昇を見込んで設定した。令和12年度以降は、中央処理場及び知田処理場廃止に伴う修繕費分の縮減額を控除した。</p> <p>5. 薬品費: 令和3年～令和5年度の3ヶ年決算平均値を設定した。令和12年度以降は、中央処理場及び知田処理場廃止に伴う薬品費分の縮減額を控除した。</p>
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和11年度に中央処理場、令和12年度に知田処理場を廃止し、馬場第1処理場及び馬場第2処理場への施設統廃合を検討する。
投資の平準化に関する事項	①馬場、馬場第2地区: 令和8年度から2ヶ年で、中央地区及び知田地区との処理施設統廃合計画と実施計画を策定し、令和11年度以降に効率的な改築更新を検討する。 ②原尻地区: 令和9年度から2ヶ年で、汚水処理施設最適整備構想の見直しと実施計画を策定し、令和11年度以降に効率的な改築更新を実施する。 ③砂田地区: 原尻地区と同じ ④上田原地区: 令和8年度から2ヶ年で、汚水処理施設最適整備構想の見直しと実施計画を策定し、令和10年度以降に効率的な改築更新を実施する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後、一般会計からの繰入れ可能状況(基準外繰入金を含む)を踏まえて料金改定の必要性を検討する。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	1. 令和3年度から電力供給を市内の電力会社(市と県内企業の官民共同設立)へと移行しており、今後も継続して電力料金の削減に取り組む。 2. 中央処理場及び知田処理場を廃止する施設統廃合の全体縮減コストは、令和12年度で9,064千円、令和13年度以降で11,818千円/年である。これによる動力費の縮減を見込んでいる。
薬品費に関する事項	令和12年度以降、中央処理場及び知田処理場を廃止する施設統廃合に伴う薬品費の縮減を見込んでいる。
修繕費に関する事項	令和12年度以降、中央処理場及び知田処理場を廃止する施設統廃合に伴う修繕費の縮減を見込んでいる。
委託費に関する事項	令和12年度以降、中央処理場及び知田処理場を廃止する施設統廃合に伴う委託費の縮減を見込んでいる。
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経費回収率の向上に向けたロードマップの進捗状況について、CAPDサイクルに基いた事業評価及び改善を行い、5年後の令和11年度に再度経営戦略の見直しを実施予定とする。
---------------------	--

経費回収率向上に向けたロードマップ

施策項目	実施時期	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
① 施設統廃合(中央、知田→馬場、馬場2)計画の策定と接続工事の実施	策定: R8~R9 工事: R10~R12											
② 施設最適整備構想見直し及び効率的な改築更新	策定: R8~R10 実施: R11~											
③ 下水道使用料の改定	R10及びR16											
④ 経営戦略の見直し	R11及びR16											

経費回収率の将来推移



投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度	前々年度 令和5年度 (決算)										公営企業会計移行前												
		前年度 令和6年度 (決算見込)	本年度 令和7年度 2025	計画2年度 令和8年度 2026	計画3年度 令和9年度 2027	計画4年度 令和10年度 2028	計画5年度 令和11年度 2029	計画6年度 令和12年度 2030	計画7年度 令和13年度 2031	計画8年度 令和14年度 2032	計画9年度 令和15年度 2033	計画10年度 令和16年度 2034	前年度 令和6年度 (決算見込)	本年度 令和7年度 2025	計画2年度 令和8年度 2026	計画3年度 令和9年度 2027	計画4年度 令和10年度 2028	計画5年度 令和11年度 2029	計画6年度 令和12年度 2030	計画7年度 令和13年度 2031	計画8年度 令和14年度 2032	計画9年度 令和15年度 2033	計画10年度 令和16年度 2034	
資本的収入	1. 企業費平準化債 償	0	0	0	0	31,000	31,900	20,700	63,300	63,300	57,200	82,600												
	2. 他会計補助金	15,000	12,000	13,000	24,000	16,549	5,862	4,491	9,225	9,249	8,590	11,504												
資本的支出	3. 他会計負担金																							
	4. 他会計借入金																							
資本的収入	5. 他会計借入金	10,800	0	0	0	34,549	35,765	23,192	70,529	70,551	63,792	92,108												
	6. 国(都道府県)補助金																							
資本的収入	7. 固定資産売却代金																							
	8. 工事負担金																							
資本的収入	9. その他																							
	計	25,800	12,000	13,000	24,000	82,098	73,527	48,383	143,054	143,100	129,582	186,212												
資本的支出	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額																							
	純計 (A)-(B)	25,800	12,000	13,000	24,000	82,098	73,527	48,383	143,054	143,100	129,582	186,212												
資本的支出	1. 建設改良費	16,350	13,350	13,000	24,000	82,098	73,527	48,383	143,054	143,100	129,582	186,212												
	うち職員給与費																							
資本的支出	2. 企業償還金	65,439	65,308	60,671	56,274	46,612	45,100	42,333	34,023	28,781	29,938	25,664												
	3. 他会計長期借入返還金																							
資本的支出	4. 他会計への支出金																							
	5. その他																							
資本的支出	計	81,789	78,658	73,671	80,274	128,710	118,627	90,716	177,077	171,881	159,520	211,876												
	(D)	55,989	66,658	60,671	56,274	46,612	45,100	42,333	34,023	28,781	29,938	25,664												
資本的収入	資本的収入額が資本的支出額に不足する額	60,719	60,371	65,287	56,274	51,383	51,737	47,824	39,398	36,068	37,994	35,783												
	(E)	0	6,287	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
補填財源	1. 損益勘定留保資金																							
	2. 利益剰余金処分額																							
補填財源	3. 繰越工事資金																							
	4. その他																							
補填財源	計	60,719	60,371	65,287	56,274	51,383	51,737	47,824	39,398	36,068	37,994	35,783												
	(F)	0	6,287	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
他会計借入金残高	補填財源不足額 (E)-(F)																							
	(G)																							
他会計借入金残高	他会計借入金残高 (G)																							
	(H)																							
他会計繰入金	他会計繰入金																							
	(I)																							
収益的収支分	収益的収支分	113,832	106,925	104,916	97,183	88,205	91,308	81,863	79,277	79,185	83,699	80,914												
	(J)	93,770	90,182	64,603	59,382	49,008	48,567	44,946	36,598	31,901	33,699	30,914												
資本的収支分	資本的収支分	20,062	16,743	40,313	37,801	39,197	42,741	36,917	42,679	47,284	50,000	50,000												
	(K)	15,000	12,000	13,000	24,000	16,549	5,862	4,491	9,225	9,249	8,590	11,504												
合計	合計	128,832	118,925	117,916	121,183	104,754	97,170	86,354	88,502	88,434	92,289	92,418												
	(L)																							

原価計算表

供用開始年月日 平成 2 年 1 月 10 日
 処理区域内人口 2,665 人
 計算期間 自 R7 年 4 月 至 R10 年 3 月
 (3 年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円	千円	千円	千円
	53,915	49,968		49,968
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	49	53		53
合 計	53,964	50,021	0	50,021

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費				
人件費	0	0	0	0
諸手当	0	0	0	0
福利費	0	0	0	0
修繕費	231	956		956
材料費	0	0		0
路面復旧費	0	0		0
委託料	2,286	4,412		4,412
その他	924	1,156		1,156
小計	3,441	6,524	0	6,524
ポンプ場費				
人件費	0	0	0	0
諸手当	0	0	0	0
福利費	0	0	0	0
動力費	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0
材料費	0	0	0	0
薬品費	0	0	0	0
委託料	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
処理場費				
人件費	0	0	0	0
諸手当	0	0	0	0
福利費	0	0	0	0
動力費	9,830	10,830		10,830
修繕費	16,028	8,514		8,514
材料費	0	0		0
薬品費	460	513		513
委託料	40,173	43,053		43,053
その他	2,675	2,664		2,664
小計	69,166	65,574	0	65,574
一般管理費				
人件費	7,445	6,989		6,989
諸手当	6,317	5,972		5,972
福利費	2,313	2,337		2,337
流域下水道管理運営費負担金	0	0		0
委託料	386	6,139		6,139
その他	1,503	1,831		1,831
小計	17,964	23,268	0	23,268
資本費				
支払利息	6,645	4,023	3,348	675
減価償却費	0	72,541	72,152	389
企業債取扱諸費	0	0		0
小計	6,645	76,565	75,500	1,065
合 計 (Y)	97,216	171,930	75,500	96,430
資産維持費 (Z)				
使用料対象経費 (Y) + (Z)				96,430
(X) / ((Y) + (Z)) * 100 =				0.52

<使用料水準についての説明>

- 最近1箇年間の実績は、令和5年度の実績値を記入。
- 投資・財政計画(A)は、令和7年度～令和12年度の平均値を記入。
- 公費負担分(B)は、分流式下水道等に要する経費及び長期前受金戻入額を以下の条件に基いて、支払利息と減価償却費から控除する。
 条件①：分流式下水道等に要する経費は、支払利息から5%分、減価償却費から95%分を控除。
 条件②：長期前受金戻入額は、減価償却費から20%分を控除。
- 資産維持費は、今回は使用料対象経費に算入しないこととした。資産維持費を使用料対象経費に参入する場合には、不断の経営効率化努力や経営状態等を使用者に説明することを通じ、理解の醸成を図ることが重要である。(「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)p.14より)

豊後大野市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 豊後大野市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年3月31日 (供用開始後24年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用 (令和2年4月1日)
処理区域内人口密度	14.8人/ha (令和5年度末: 1,141人/77.0ha)	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1処理区(田中処理区)		
処理場数	1処理場(大野浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<p>【現行の使用料体系の概要】 一般家庭の使用料は、8㎡まで定額の基本料金と、超過水量にかかる超過料金の合計額で算出する。超過料金については、は排水量が多いほど高くなる「逓増制」を採用している。 地下水を使用した場合の排水量は、水道メーターに反映されないため、「世帯人員割」を採用している。ただし、水道水と地下水併用の場合は、水道使用料に地下水使用料の2分の1を加算して算出する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="7">使用料(1ヶ月につき)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">水道水</th> <th colspan="3">地下水</th> </tr> <tr> <th>基本料金</th> <th colspan="3">超過料金(1㎡につき)</th> <th>基本料金</th> <th colspan="2">超過料金(1㎡につき)</th> </tr> <tr> <th>排水量</th> <th>金額</th> <th>排水量/人数</th> <th>金額</th> <th>世帯員</th> <th>みなし排水量</th> <th>請求金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">8㎡まで</td> <td rowspan="5">1,382円</td> <td>8㎡を越え15㎡まで</td> <td>186円</td> <td>1人(基本料金)</td> <td>8㎡</td> <td>1,380円</td> </tr> <tr> <td>15㎡を越え25㎡まで</td> <td>199円</td> <td>2人</td> <td>14㎡</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>25㎡を越え35㎡まで</td> <td>209円</td> <td>3人</td> <td>20㎡</td> <td>3,680円</td> </tr> <tr> <td>35㎡を越え45㎡まで</td> <td>218円</td> <td>4人</td> <td>26㎡</td> <td>4,880円</td> </tr> <tr> <td>45㎡を超える部分</td> <td>229円</td> <td>5人</td> <td>32㎡</td> <td>6,140円</td> </tr> <tr> <td colspan="7">6人以降は、1人につき4㎡を換算して算定する</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">水道水・地下水の併用</p> <p>水道使用料に地下水使用料の2分の1を加算して算出する。ただし、地下水の利用の仕方によっては排水量を個別に算出する。</p>						使用料(1ヶ月につき)							水道水				地下水			基本料金	超過料金(1㎡につき)			基本料金	超過料金(1㎡につき)		排水量	金額	排水量/人数	金額	世帯員	みなし排水量	請求金額	8㎡まで	1,382円	8㎡を越え15㎡まで	186円	1人(基本料金)	8㎡	1,380円	15㎡を越え25㎡まで	199円	2人	14㎡	2,500円	25㎡を越え35㎡まで	209円	3人	20㎡	3,680円	35㎡を越え45㎡まで	218円	4人	26㎡	4,880円	45㎡を超える部分	229円	5人	32㎡	6,140円	6人以降は、1人につき4㎡を換算して算定する						
	使用料(1ヶ月につき)																																																																			
水道水				地下水																																																																
基本料金	超過料金(1㎡につき)			基本料金	超過料金(1㎡につき)																																																															
排水量	金額	排水量/人数	金額	世帯員	みなし排水量	請求金額																																																														
8㎡まで	1,382円	8㎡を越え15㎡まで	186円	1人(基本料金)	8㎡	1,380円																																																														
		15㎡を越え25㎡まで	199円	2人	14㎡	2,500円																																																														
		25㎡を越え35㎡まで	209円	3人	20㎡	3,680円																																																														
		35㎡を越え45㎡まで	218円	4人	26㎡	4,880円																																																														
		45㎡を超える部分	229円	5人	32㎡	6,140円																																																														
6人以降は、1人につき4㎡を換算して算定する																																																																				
<p>【現行の使用料体系の考え方と資産維持費】 ①現行の使用料体系を採用している考え方 平成22年4月に農業集落排水施設の使用料を15%程度改定したことで順調に増収が図られたことから、本事業においても農業集落排水施設の使用料体系を適用し、使用料を統一した。 ②資産維持費は見込んでいない。</p>																																																																				
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料体系は設定しておらず、一般家庭用使用料体系と同様である。																																																																			
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他の使用料体系は設定しておらず、一般家庭用使用料体系と同様である。																																																																			
条例上の使用料(税抜)*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,345	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,723	円																																																													
	令和4年度	3,345	円		令和4年度	3,715	円																																																													
	令和5年度	3,345	円		令和5年度	3,664	円																																																													

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	【決算統計で報告した職員数】 令和5年度:1名(損益勘定所屬職員 その他 総務・管理部門)
事業運営組織	<p>平成17年度の市町村合併以来、上下水道課の水道係と下水道係で事業運営していたが、平成28年度から組織編成により、水道係と下水道係を廃止し、技術部門の工務係と経理部門の管理係に変更している。</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプの保守点検、下水道施設の清掃及び汚泥収集運搬・処分業務等を民間に委託している。 また、平成10年度以降、事業を経済的かつ効率的に運営していく観点から、臼杵市(旧野津町)と「下水道船団方式」(大野浄化センターの運転管理、汚泥処分、移動脱水車の維持及び水質検査業務)を実施している。
	イ 指定管理者制度	活用なし
	ウ PPP・PFI	活用なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	活用なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	活用なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>【経営上の課題を抽出するための現状把握・分析】</p> <p>①経費回収率 令和4年度の経費回収率は77.05%であり、同規模の類似団体平均(69.43%)と比較してやや高くなっている。 その要因として、収入面では、水洗化人口増加に伴う下水道使用料収入の増加が挙げられる。</p> <p>②汚水処理原価 令和4年度の汚水処理原価は241.1円/m³であり、同規模の類似団体平均(239.46円/m³)と同程度となっている。</p>
--

経営比較分析表（令和4年度決算）

大分県 豊後大野市

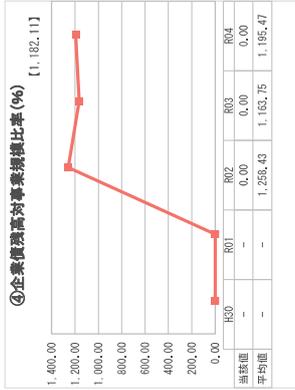
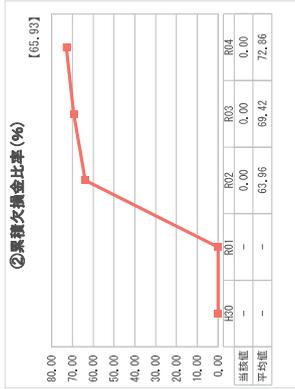
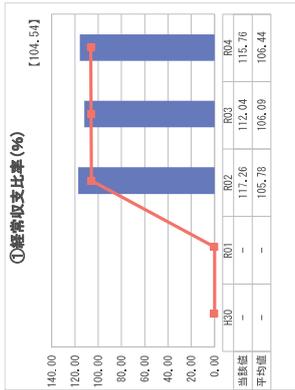
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20㎡当たり管理料金 (円)
-	84.42	3.47	98.36	3,680

面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
603.14	33,415	55.40
処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口 (人)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
0.77	1,150	1,493.51

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 『経常収支比率』・・・経常費用が経常収益でどの程度賚られているかを表す指標。全国・類似団体平均を上回っており健全な状況といえます。

② 『累積欠損金比率』・・・事業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標。欠損金は全く健全な状況といえます。

③ 『流動比率』・・・流動負債に対する流動資産割合で短期債務に対する支払能力を表す指標。現金・預金の増、企業債の減により比率が上昇している。

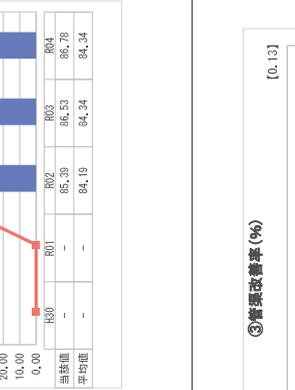
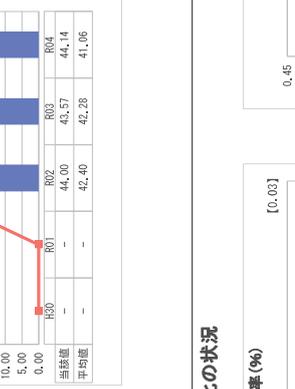
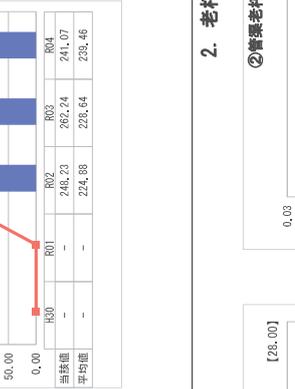
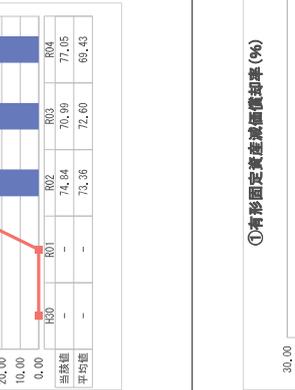
④ 『企業債残高対事業規模比率』・・・使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。

⑤ 『経常回収率』・・・使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賚っているかを表した指標。料金収入が微増し、経費が減少したことにより回収率が上昇しています。

⑥ 『汚水処理原価』・・・汚水処理原価1㎡あたりについて、汚水処理に係る経費の減少したことにより、汚水処理原価が低下しています。

⑦ 『施設利用率』・・・処理能力に対する汚水処理量の割合で、施設の稼働状況を判断する指標。全国・類似団体平均と同程度だが、更なる利用率向上に努める必要があり、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合を表した指標。全国・類似団体同程度だが、更なる水洗化率向上に努める必要があり。

2. 老朽化の状況

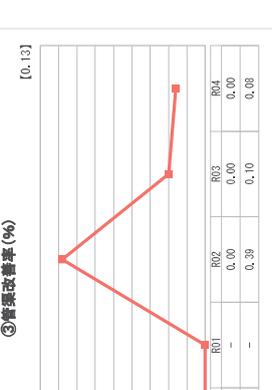
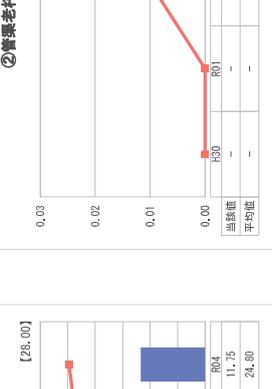
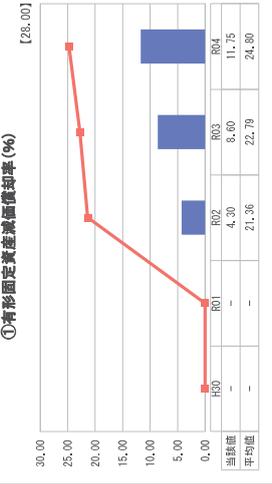


2. 老朽化の状況について

① 『有形固定資産減価償却率』・・・有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標。平成16年に整備された比較的新しい施設であることから低く抑えられています。

② 『管渠経年化率』・・・法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表す指標。平成16年に整備完了した比較的新しい施設であることから低く抑えられています。

③ 『管渠改善率』・・・当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標。使用開始後23年経過しているが、管渠の更新は行っていません。



全体総括

平成11年度末に供用開始し、平成16年に整備完了した施設、令和2年度から地方公営企業法の一部を適用し企業会計化を行った。老朽化に関する比較的新しい施設であることから下回り良好で、管渠改善率も、ほぼ全国、類似団体平均の運営ができています。

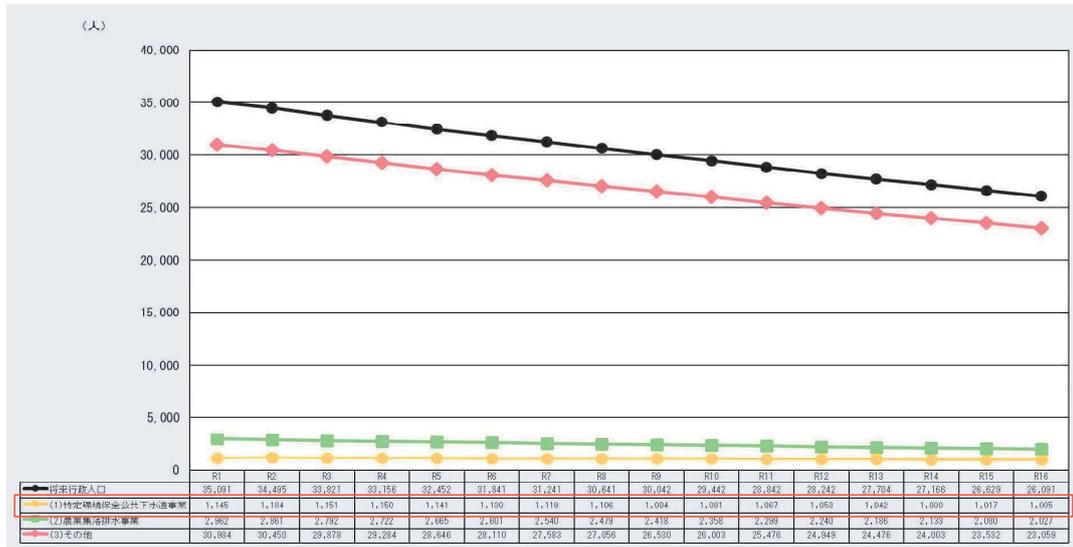
しかし、区域内人口の減少が進んでいることから、今後もしばらくは未整備世帯への普及促進に努め、水洗化率の向上を目指すと共に、効率的な経営に努める必要があります。

※ 『経常収支比率』、『累積欠損金比率』、『流動比率』、『水洗化率』、『管渠老朽化率』及び『管渠改善率』については、法非適用企業では算出できないため、法非適用企業のみでの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2. 将来の事業環境

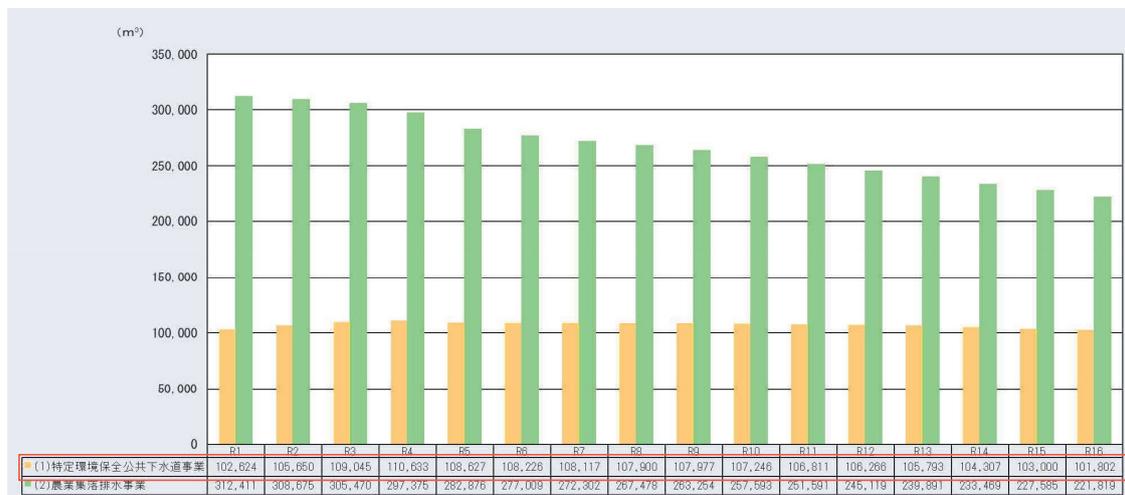
(1) 処理区域内人口の予測

行政人口は、「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」を住民基本台帳人口ベースで補正して採用値とした。
 R1～R5実績より、行政人口は右肩下がりで減少しているが、処理区域内人口は概ね横ばいであり、行政人口に占める処理区域内人口割合は増加している。実績の推移から将来における処理区域内人口割合を設定し、“行政人口×処理区域内人口割合”で推計した。



(2) 有収水量の予測

R1～R5実績より、R4までは増加の推移を示していたが、R5で減少に転じている。今後は、処理区域内人口及び水洗化人口の減少に伴い、有収水量も減少することが想定される。令和5年度の年間有収水量と水洗化人口から算出した1人1日当たり有収水量(298.3L/人・日)を将来値に設定し、“将来の水洗化人口×1人1日当たり有収水量”で推計した。



(3) 使用料収入の見通し

R1～R5実績より、R4までは増加の推移を示していたが、R5で減少に転じている。今後は、水洗化人口の減少に伴い、使用料収入も減少することが想定される。令和5年度の使用料収入と有収水量から算出した使用料単価(184.7円/㎡)を将来値に設定し、“将来の有収水量×使用料単価”で推計した現行水準の使用料に対して、令和10年度及び令和16年度に12.0%ずつ料金改定を実施する。



(4) 施設の見通し

供用開始後20年を経過していることから、今後、耐用年数を超過した施設が増加する見通しである。ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づく改築更新を進めていく。

(5) 組織の見通し

現行組織体制による事業運営の継続を想定している。今後、施設の改築更新が増加する見通しであるため、職員の技術継承を進めていく。

3. 経営の基本方針

「第2次豊後大野市総合計画」や「豊後大野市都市計画マスタープラン」に即した基本方針と経営目標を設定する。

《経営の基本方針》

- 生活排水処理の推進
公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るため、生活排水の適切な処理を推進する。また、市民が水環境の保全や生活排水対策を主体的に行うことを推進するため、環境意識の啓発に努める。
- 適正な維持管理・修繕・更新の推進
既設管路施設への接続を促進し、有効利用と適切な維持管理を推進する。

《経営目標》

計画的な維持管理・修繕・更新による長寿命化とコスト縮減及び費用負担の平準化を目指す。

《主な取組》

ストックマネジメント計画の策定【計画策定：令和11年～令和12年度】

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：「第6章 経営健全化・効率化の取組」とおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	「豊後大野市下水道ストックマネジメント実施方針」に基づきつつ、投資可能な改築更新となるよう平準化を図る。
-----	--

○計画期間内(令和7年～令和16年度)の投資は以下に示すとおり。
将来投資は、①管路整備、②改築・更新(管路・処理場)に大別して設定した。

①管路整備

- 公共樹設置工事：1,000千円/年を設定した。

②改築・更新(管路・処理場)

- 大野浄化センター(機械・電気)：
「豊後大野市下水道ストックマネジメント実施方針」の投資額を投資可能額となるように、令和13年～令和16年度で平準化した。
- ポンプ場、マンホールポンプ場、移動脱車庫負担金：令和2年～令和5年度の実績平均値を設定した。
- ストックマネジメント計画、計画変更業務：定期的に計画を見直すものとし、5年ごとに一定額を設定した。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	補助金確保と使用料改定により、持続可能な経営を目指す。
-----	-----------------------------

○計画期間内(令和7年～令和16年度)の投資に対する財源は以下に示すとおり。

1. 国庫補助金：

令和11年～令和12年度にストックマネジメント計画を策定することを前提に、令和13年度以降は、補助対象事業(大野浄化センター、ポンプ場及びマンホールポンプ場の改築更新費用とストックマネジメント計画策定費用)の50%を設定した。

2. 企業債：令和13年度以降は、補助対象事業の45%を設定した。

3. 他会計出資金：

令和12年度までは投資額の全額を設定し、令和13年度以降は、単独事業(公共樹設置工事、移動脱車庫負担金及び計画変更委託費)の全額と補助対象事業の5%を設定した。

○使用料改定に関する事項

現状、繰入金に依存した経営状況であり、現行水準の使用料で事業を継続していくと、今後さらに基準外繰入金が膨らみ見通しである。

持続可能な経営を目指すにあたり、収益勘定繰入金(3条繰入金)における基準外繰入金の上限を定め、計画期間内の収支が黒字かつ現金化可能資産の確保に留意した料金改定案とした。農業集落排水事業と同時期・同率の改定とすることから、令和10年度及び令和16年度の2回に分けて、それぞれ12.0%ずつ料金改定を行う。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

計画期間内(令和7年～令和16年度)の投資以外の経費は以下に示すとおり。

1. 職員給与費: 令和3年～令和5年度の3ヶ年決算平均値を設定した。
2. 動力費: 令和5年度の処理場1m³あたり動力費(23.98円/m³)に将来流入水量を乗じ、年間2.0%の物価上昇を見込んで設定した。
3. 委託料: 令和3年～令和5年度の3ヶ年決算平均に、年間2.0%の物価上昇を見込んで設定した。
4. 修繕費: 令和3年～令和5年度の3ヶ年決算平均に、年間2.0%の物価上昇を見込んで設定した。
5. 薬品費: 令和3年～令和5年度の3ヶ年決算平均値を設定した。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	令和11年度より2ヶ年でストックマネジメント計画を策定し、令和13年度以降で効率的な改築更新を実施する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後、一般会計からの繰入れ可能状況(基準外繰入金を含む)を踏まえて料金改定の必要性を検討する。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後も「下水道船団方式」による大野浄化センターの運転管理や脱水車の維持管理、民間委託によるマンホールポンプの保守点検を継続する。
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	令和3年度から電力供給を市内の電力会社(市と県内企業の官民共同設立)へと移行しており、今後も継続して電力料金の削減に取り組む。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	該当なし
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経費回収率の向上に向けたロードマップの進捗状況について、CAPDサイクルに基いた事業評価及び改善を行い、5年後の令和11年度に再度経営戦略の見直しを実施予定とする。
---------------------	--

経費回収率向上に向けたロードマップ

施策項目	実施時期	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
① スtockマネジメント計画の策定及び効率的な改築更新	策定：R11～R12 実施：R13～						→					
② 下水道使用料の改定	R10及びR16					●						●
③ 経営戦略の見直し	R11及びR16						●					●



投資・財政計画 (収支計画)

(単位：千円、%)

区 分	年 度	(単位：千円、%)											
		前々年度 令和5年度 (決算)	前年度 令和6年度 (決算見込)	本年度 令和7年度 2025	計画2年度 令和8年度 2026	計画3年度 令和9年度 2027	計画4年度 令和10年度 2028	計画5年度 令和11年度 2029	計画6年度 令和12年度 2030	計画7年度 令和13年度 2031	計画8年度 令和14年度 2032	計画9年度 令和15年度 2033	計画10年度 令和16年度 2034
収 益 的 収 入	1. 営業収益	20,429	19,945	19,320	20,186	20,205	22,433	22,350	22,247	22,143	21,833	21,564	23,842
	(1) 売上収益	20,088	19,631	19,006	19,929	19,948	22,176	22,093	21,990	21,886	21,576	21,307	23,585
	(2) 受託工事収益												
収 益 的 支 出	2. 営業外収益	371	314	314	257	257	257	257	257	257	257	257	257
	(1) 補助金	51,467	63,571	65,333	55,713	51,407	49,559	45,713	43,346	46,092	48,058	52,728	58,457
	(2) 長期前受入	16,453	18,864	21,038	20,514	20,212	19,818	19,648	19,533	19,586	22,087	24,506	27,124
収 益 的 支 出	1. 営業費用	84,719	83,556	84,653	75,899	71,612	71,992	68,063	65,593	68,235	69,891	74,292	82,299
	(1) 職員給与	9,006	9,612	11,342	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089
	(2) 経費	21,687	31,746	28,939	18,397	18,571	18,724	18,892	19,060	22,872	23,018	23,169	23,327
支 出	2. 営業外費用	2,127	1,806	1,662	1,142	820	534	282	102	35	354	655	938
	(1) 支払利息	2,125	1,806	1,662	1,142	820	534	281	102	35	354	655	938
	(2) その他	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特 殊 特 別 損 失	経常損益	2,783	4,150	7,488	13,573	9,724	10,619	6,933	4,595	3,560	457	193	3,414
	(E)+(H)	12,823	40										
	(F)-(G)	84	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流 入	当年度純利益	15,522	3,980	7,488	13,573	9,724	10,619	6,933	4,595	3,560	457	193	3,414
	繰越利益剰余金												
	当年度純利益(又は純損失)												
流 出	流動資産	42,030	39,212	37,988	42,199	44,408	49,003	53,599	64,276	78,900	93,068	106,816	124,184
	流動負債	3,263											
	うち建設改良費分	28,550											
果 積 欠 損 金 比 率	うち一時借入金	22,410											
	うち未払金	5,282											
	果積欠損金比率 ((A)-(B) / (A) × 100)												
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 額	営業収益	20,429	19,945	19,320	20,186	20,205	22,433	22,350	22,247	22,143	21,833	21,564	23,842
	地方財政法による不足額												
	地方財政法による不足額 ((L) / (M) × 100)												
資 産 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 額	健全化法による不足額												
	健全化法による不足額 ((N) / (O) × 100)												
	健全化法による不足額												
事 業 費 用 規 則 第 6 条 により 算 定 し た 額	健全化法による不足額												
	健全化法による不足額 ((P) / (Q) × 100)												
	健全化法による不足額												

原価計算表

供用開始年月日 平成 12 年 3 月 31 日
 処理区域内人口 1,141人
 計算期間 自 R7 年 4 月 至 R10 年 3 月
 (3 年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	22,064	19,628		19,628
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	371	276		276
合 計	22,435	19,904	0	19,904

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費	人件給料	0	0	0
	諸手当	0	0	0
	福利費	0	0	0
	修繕費	196	601	601
	材料費	0	0	0
	路面復旧費	0	0	0
	委託料	623	757	757
その他	361	398	398	
小計	1,180	1,755	0	1,755
ポンプ場費	人件給料	0	0	0
	諸手当	0	0	0
	福利費	0	0	0
	動力費	0	0	0
	修繕費	0	0	0
	材料費	0	0	0
	薬品費	0	0	0
委託料	0	0	0	
その他	0	0	0	
小計	0	0	0	0
処理場費	人件給料	0	0	0
	諸手当	0	0	0
	福利費	0	0	0
	動力費	2,626	3,105	0
	修繕費	180	1,599	0
	材料費	0	0	0
	薬品費	152	172	0
委託料	3,300	3,375	0	
その他	9,711	9,103	0	
小計	15,969	17,353	0	17,353
一般管理費	人件給料	4,842	4,489	0
	諸手当	3,503	3,898	0
	福利費	1,519	1,580	0
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0
	委託料	2,711	866	0
その他	968	891	0	
小計	13,543	11,725	0	11,725
資本支払利息	2,125	1,208	1,051	157
減価償却費	36,293	34,775	34,498	277
企業債取扱諸費	0	0	0	0
小計	38,418	35,983	35,550	433
合 計 (Y)	69,110	66,816	35,550	31,267

資 産 維 持 費 (Z)	
使用料対象経費 (Y) + (Z)	31,267

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.63

<使用料水準についての説明>

- 最近1箇年間の実績は、令和5年度の実績値を記入。
- 投資・財政計画(A)は、令和7年度～令和12年度の平均値を記入。
- 公費負担分(B)は、高資本費対策経費、分流式下水道等に要する経費及び長期前受金戻入額を以下の条件に基づいて、支払利息と減価償却費から控除する。
 条件①:高資本費対策経費は、R3～R5実績を考慮し、支払利息から4%分、減価償却費から96%分を控除。
 条件②:分流式下水道等に要する経費は、R3～R5実績を考慮し、支払利息から4%分、減価償却費から96%分を控除。
 条件③:長期前受金戻入額は、減価償却費から60%分を控除。
- 資産維持費は、今回は使用料対象経費に算入しないこととした。資産維持費を使用料対象経費に参入する場合には、不断の経営効率化努力や経営状態等を使用者に説明することを通じ、理解の醸成を図ることが重要である。(「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)p.14より)